

# 福岡県公報

平成二十七年五月一日  
第三千六百九十号  
増刊 ①

## 目次

告示 (第四百八十五号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示

(会計管理局会計課) ……………

## 告示

福岡県告示第四百八十五号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年五月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示 (昭和三十九年四月福岡県告示第 二二二一十号) の一部を次のように改正する。

第二条の表中

西福岡県税事務所	西福岡県税事務所 福岡農林事務所 福岡労働者支援事務 所		
	女性相談所	六本松支店	赤坂門支店

を

福岡農林事務所  
福岡労働者支援事務  
所

赤坂門支店

に、

東京事務所

東京支店

を

東京事務所

東京支店

に改める。

女性相談所

### 附則

この告示は、平成二十七年五月一日から施行する。